

第 1 0 期事業年度

事 業 報 告

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 現下における事業実施の意義

長引くウクライナ情勢や中東情勢に加え、米国トランプ政権による関税措置の動向が、世界経済に大きな影響を及ぼしかねない状況が継続しており、当社を取り巻くグローバルなマクロ経済環境及び地政学的状況は一段と不透明感が高まっています。

一方、令和6年12月24日決定の「インフラシステム海外展開戦略 2030」においては、デジタル分野、DX関連の取組として「爆発的に増加するAIの需要等に対応するため、データセンターや海底ケーブル等のデジタルインフラ、電力インフラについては、グローバルサウス諸国との連結性を強化する観点からも、同志国等と連携しつつ整備を推進する」とされています。

質の高いインフラの海外展開の推進を通じた、自由で開かれたインド太平洋の実現等の外交課題への対応が求められているところ、当社がわが国の通信・放送・郵便事業者の多様なニーズに応じ、その海外事業展開を支援することは、不透明な投資環境に於ける官民ファンドに期待される役割を果たし、わが国の利益にも合致するものと認識しています。

(2) 業務運営改革の推進

当社では、以前より取り組んできた業務運営改革を当期においても着実に推進しています。具体的には

- ① 予算の円滑執行と年間業務の平準化：予算増等を見据えた年度計画の推進、既存案件の追加資金需要への対応
- ② NICTをはじめとした外部の専門知見の活用：技術、ESG、経済安保等の専門家の知見活用やLP投資を起点としたパートナー企業様との事業共創の具現化
- ③ 他機関比較を踏まえたサステナビリティ推進：人材育成、社内環境整備等の他機関比評価、従業員エンゲージメントの向上、社内登用・定員増を含む組織活力の維持
- ④ 単年度黒字化から累損解消への道行き確保：案件別のモニタリング継続と事業健全性を示すためのポートフォリオ全体のExit戦略に係る検討の深化

等に取り組んでおり、業務運営基盤は引き続き順調に整備・強化されています。

また、こうした施策の推進と新たな案件組成に必要な人材の採用にも積極的に取り組んできており、常勤社員数は令和7年3月31日現在31名ですが、案件の増加・多様化に的確に対応するため令和7年度末には36名体制に増員す

ることを見据え更なる態勢強化を図っているところです。

(3) 増加・多様化する投資案件への対応と財務・経営状況の更なる改善

支援基準の見直し（令和4年2月）による当社の支援範囲の拡大により、ハードインフラ整備を伴わない ICT サービスへの支援やファンドに対する LP 出資が可能となり、ソーシング活動が多様化しています。またベンチャー企業やスタートアップ企業からの相談も増加しています。

当期においては年間5件の案件が新たに組成され、当社の支援案件は欧米、アジアを中心にグローバルなマッピングが可能な状況になっています。

こうした結果、当期における投資実績額は約227億円、営業損益は2.44億円、当期純損益は1.16億円と、2期連続の単年度黒字となりました。累計額は▲122億円に縮小し、令和4年5月に作成した改革工程表2021を踏まえた改善計画における当期の投資計画額（56億円）及び累積損益計画額（▲190億円）をいずれも大きく上回る形で達成し、累積損益については改革工程表2018を踏まえた投資計画における目標値（▲131億円）も上回りました。

今後の投資を進めるに当たっては引き続き、①わが国の経済安全保障政策の動向や外交政策・対外経済政策との調和、②対象事業に対する適切なモニタリング（ガバナンス・リスク管理態勢の確保）、③中期的な財務状況への配慮、④インフラ案件への積極的な取組に加えて ICT サービス等への支援、などの諸点に十分留意して取り組んでまいります。

また、投資を行った案件については、投資先の取締役会等への参画等を通じて適切なモニタリングとバリューアップにも取り組んでまいります。

(4) エコシステム構築に関する取組

当社では、産学官の関係者の保有する知見やノウハウを効果的に連携させ、日本企業の海外展開を強力に推進するため、ICT 及び金融の両分野に係る国内外の関係団体や関係企業との組織的・人的ネットワークとしての「エコシステムの構築」に取り組んでまいりました。

また、当社が政府系特殊会社であることを活かし、総務省などわが国政府機関に加え、投資先等の所在国の在外公館や外国政府、開発金融機関との複層的な G2G ネットワークを構築・深化し、①パートナー企業からの当社に対する期待に応えるとともに、②わが国の外交政策及び対外経済政策の推進に資する情報収集力・発信力の強化及び当社のプレゼンス向上を目指す「G2G 活動」にも取り組んでまいりました。

この結果、当社の政府部内や市場での認知度向上、関係団体等との連携の深化等、多面的な成果につながっています。今後も、将来的な共同投資案件につ

ながら認知度の向上や、ICT 分野の研究開発動向・実装状況・金融分野に係る先端的な知見の蓄積と情報展開等を目指し、エコシステムの構築・強化に取り組んでまいります。

(主な取組と成果)

① 社内態勢強化

- ア. 社内情報プラットフォームを活用した分野別・地域別情報の蓄積
- イ. G2G 活動の方向性、及び具体的活動状況に関する社内外への周知
- ウ. LP 投資案件の具体的成果及び今後の考え方に関する整理と周知

② 社外機関との関係構築・強化の取組

- ア. 総務省との様々なレベルでの接触機会の拡大と職員向け勉強会の実施
- イ. 財務省主催「官民ファンド等合同説明会」による地方経済界への発信
- ウ. NICT との連携協定に基づく協働活動と定着化
- エ. G2G 活動の一環として在外公館や外国政府、開発金融機関等との複層的なネットワークの構築
- オ. 海外投融資関連やスタートアップ関連団体への新規加入
- カ. 国際展示会（CEATEC、CES、MWC）への参画
- キ. 国内外セミナー・地方講演会での登壇や展示イベント参加、メディア記事掲載等による当社の認知度向上

③ エコシステム推進活動による多面的な成果

国内外での情報発信を強化したことや、G2G 活動など対外機関との関係構築に積極的に取り組んだことと相まって当社の認知度が向上し、外部からの出資相談の件数が増加しています。また金融・ICT 関連団体主催のセミナーや情報通信関連の国際展示会等に積極的に参加することで当社自身の ICT・金融分野の知見底上げにつながっています。

(5) 中期経営計画及び改善計画に則った着実な業務運営

令和 4 年 7 月公表の「総務省海外展開行動計画 2025」においては、情報通信産業の海外展開手法として当社の支援制度や総務省施策との連携強化が打ち出されましたが、その中では、将来にわたり、より政策的意義の高い投資等を行うため、当社自身の財務状況を健全に保つことの重要性が指摘されました。

当社においては令和 4 年 5 月に改革工程表 2021 を踏まえた改善計画を策定・公表し、ICT サービスや LP 出資に係る相談数の増加に対応するとともに、案件組成を積極的に進めてまいりました。さらに、令和 5 年度からの 3 年間を見据えてより計画的・戦略的な事業運営を行うべく、令和 5 年 6 月に中期経営計画を策定・公表し、その中で、

① 重点的取組課題として、政策性・収益性の追求、DX 展開企業の支援や高付

加価値技術に着目した支援

- ② 具体的取組課題として、通信・放送・郵便に係るインフラ整備等へのリスクマネー供給、支援対象拡大を踏まえた ICT サービス等への資金供給、地方・中小企業やベンチャーをも視野に入れた LP 出資、投資事業の基盤となる関係機関・企業等とのエコシステムの構築や将来の事業創造の核となる人材育成

についてそれぞれ記載しました。併せて当社にて設定した3か年の数値目標（KPI）についても明記するとともに、当社業務のサステナビリティに係る取組についても盛り込んでいます。

今後は令和7年度（第11期）が最終年となった現行の中期経営計画の目標を着実に達成するとともに、当社が与えられた責務を継続的に果たせるよう、より野心的な目標を盛り込んだ新たな中期経営計画を策定し、今後の事業運営を計画的かつ戦略的に進めてまいります。

（6）戦略的なポートフォリオ分析及び資金・財務管理

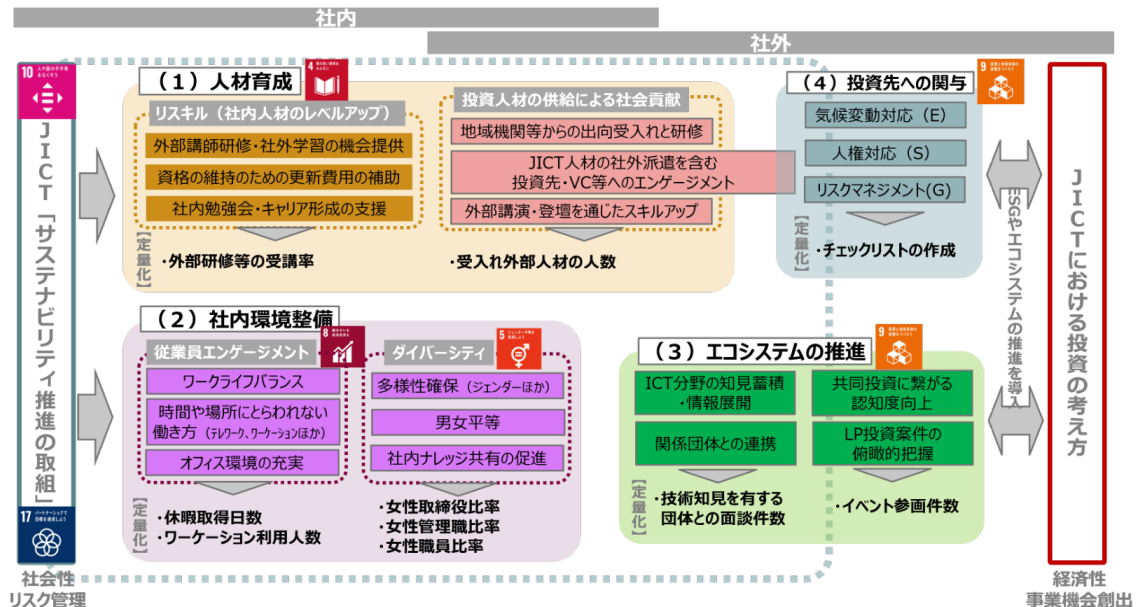
当社においては、その他有価証券評価差額金の増加による貸借対照表ベースでの財務の健全性と投資余力の向上に加え、損益計算書ベースでは、大型案件からの配当収入等が20億円超に及び、経常費用（販売管理費）を賄うことができる水準となっています。

また、投資実行に当たっては、事前にポートフォリオ管理の観点からのリスク許容度を認識の上で案件組成を行うとともに、事後には個別案件別収支に加えて、国、通貨、出資形態、リスクにさらされている割合、変容する国際秩序下における地政学的情勢、国際金融市場の動向等をモニタリングし、貸借対照表全体を俯瞰したポートフォリオ・リスク分析の強化を図っています。

このようなポートフォリオ分析の強化だけでなく、目的に応じた資金需要に柔軟に応えながら支援を行うために計画的な資金・財務管理が重要と認識しており、政府保証債の発行による資金調達手段の多様化に加え適宜為替ヘッジも実施するなど、資金使途ごとの内部管理上の勘定設定等戦略的な資金管理を行っています。

2. サステナビリティに関する取組

当社はサステナビリティ推進を事業運営上の課題と位置付けており、多様性や投資の検討時の事前的対応、事後的な人材派遣を含む投資先・VC等へのエンゲージメント等広範な観点にて取組を行っています。



(1) ガバナンス及びリスク管理体制

後述する「8. 業務の適正を確保するための体制の整備について」に示した内容のほか、サイバーセキュリティ対策の強化にも取り組んでおり、当年度は情報セキュリティ事件・事故が生じた場合に備えてシステム担当者全員が実践的サイバー防御演習に参加するとともに、実際にインシデントが発生したことを想定した机上訓練を、社員全員を対象として実施しました。

(2) サステナビリティに関する具体的取組

① 人材育成

多様な人材を確保・育成する観点から、資格取得支援制度及び資格維持支援制度を創設して社員の語学力強化や金融・ICT分野の国家資格の取得・維持を促し、キャリア形成の支援拡充を図っています。当該制度を利用して資格試験に合格等した者は3人、資格維持支援制度利用者は9人となっています。このほか外部から講師を招いてインサイダー取引の禁止等に関する研修やコンプライアンスに関する研修を実施しました。

② 社内環境整備

時間や場所にとられない働き方としてワーケーションの奨励などワー

クライフバランスの充実、コロナ後の変化を踏まえたオフィス環境充実に取り組んでいます。有給休暇取得日数は社員1名あたり9.9日、ワーケーション制度の利用人数は3人となっています。

またダイバーシティの観点から男女平等、多様性確保を掲げており、女性役員比率は25.0%、女性管理職比率は14.3%、女性職員比率は16.1%となっております。

③ エコシステムの推進

ICTや金融分野に係る国内外の関係団体や関係企業とのネットワーク「エコシステム」については、前述したエコシステム構築と並行して、ICT分野以外の投資など当社の支援対象ではない案件の相談が寄せられた場合であっても、他の官民ファンドや民間ファンドを紹介したり総務省の実証事業を仲介したりするなど、これまで培った当社の組織的・人的ネットワークを最大限活用し、エコシステムが日本経済全体に裨益するよう取り組んでいます。

④ 投資先への関与

SDGsを達成し、持続可能な経済社会の実現に貢献するとの考え方の下、運用プロセス全体を通じてESGを考慮して投資を行うことを推進しています。投資にあたってのチェックリストを作成し、スクリーニングを行ったうえで投資実行の判定を行っています。

(3) サステナビリティに関する取組の指標・KPI設定

当年度整備・運用したサステナビリティに関する取組については毎年度の事業計画に指標やKPIとして設定し、その進捗や結果を測定・検証して次年度以降取組強化を図ってまいります。

3. 財務状況等

(1) 当期の実績

当期においては、前期までに支援を決定した案件に係る配当及び融資の利息収入等により、売上高が 21 億 2 千万円となりました。

このような事業活動の結果、当期の業績は、経常利益 1 億 1 千万円、当期純利益 1 億 1 千 6 百万円となりました。

(当期支援決定案件)

案件名	支援決定日（認可日）	支援決定額
LP 出資による米国等における DX 事業等の海外展開拡大支援	令和 7 年 2 月 4 日	5.99 百万米ドル
LP 出資によるインド・東南アジアにおける ICT 事業等展開支援	令和 6 年 9 月 30 日	2.8 百万米ドル
米国におけるデータセンター事業の展開支援	令和 6 年 9 月 5 日	192 百万米ドル
LP 出資による国内外 ICT スタートアップ企業の海外展開支援	令和 6 年 9 月 5 日	15 億円
インドにおけるデータセンターの整備・運営事業（追加支援）	令和 6 年 5 月 29 日	91.2 百万米ドル

(その他の支援中の案件)

案件名	支援決定日（認可日）	支援決定額
LP 出資による東南アジア等における ICT 事業等拡大支援	令和 5 年 9 月 12 日	約 20 百万シンガポールドル
LP 出資によるアフリカにおける ICT 事業等展開支援	令和 5 年 9 月 12 日	約 10 百万米ドル
インドネシアにおけるインドアキャリアニュートラルホスティング事業拡大支援（追加支援）	令和 5 年 5 月 30 日	約 21 億円相当
米国における決済 ICT ソリューション事業	令和 4 年 12 月 22 日	40 百万米ドル
米国等における多言語コミュニケーションに係る ICT サービス事業	令和 4 年 12 月 22 日	2 億円
LP 出資による米国等における ICT 事業等展開支援	令和 4 年 10 月 28 日	25 百万米ドル

案件名	支援決定日（認可日）	支援決定額
インドにおけるデータセンターの整備・運営事業	令和４年１０月２４日	８６百万米ドル
LP 出資による欧米・インド・イスラエル等における ICT 事業等展開支援	令和４年６月１７日	２５．３４ 億円
米国におけるアクセスコントロール ICT サービス事業	令和４年３月２２日	３百万米ドル
欧州・APAC（アジア太平洋地域）における金融 ICT 基盤整備・サービス提供事業	令和３年１月２９日	３５０ 億円
東南アジアを中心とした地域における光海底ケーブル事業	令和元年１０月１０日	７８百万米ドル
欧州における電子政府 ICT 基盤整備・サービス提供事業	平成 ３１ 年 ２ 月 ２８ 日	１１．２ 億デンマーク・クローネ
ミャンマー連邦共和国における放送番組制作設備・スタジオ設備整備 及び放送コンテンツ提供事業	平成 ３０ 年 ３ 月 ９ 日	約 １４ 百万米ドル
日本・グアム・豪州間光海底ケーブル事業	平成 ２９ 年 １１ 月 ２８ 日	４４．５ 百万米ドル

（注）１．支援決定額については、支援決定を行った上限額を示しております。

２．全ての案件について、日本側の共同出資者とともに投資を行っております。

（２）設備投資等の状況

当期中に重要な設備投資は実施しておりません。

（３）資金調達の状況

当期は、政府から ２５０ 億円の出資を受けました。

（４）財産及び損益の状況

（単位：千円）

区 分	第 ８ 期 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)	第 ９ 期 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)	第 １０ 期 (R6. 4. 1～R7. 3. 31)
売上高	１, ７２９, ０１１	１, ９５０, １８４	２, １２３, ２７８
経常利益又は 経常損失（△）	△１, ４５５, ０１７	５９１, ４０３	１１０, ３１６

区 分	第 8 期 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)	第 9 期 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)	第 10 期 (R6. 4. 1～R7. 3. 31)
当期純利益又は 当期純損失 (△)	△1, 502, 787	387, 948	116, 613
1 株当たり 当期純利益又は当期 純損失 (△) (円)	△1, 021	218	56
総資産	109, 245, 190	121, 719, 007	147, 094, 036
純資産	84, 211, 911	92, 897, 120	117, 704, 481
1 株当たり 純資産額 (円)	48, 227	51, 940	51, 432

(注) 1. 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりとなっております。

当期純利益	116, 613 千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	116, 613 千円
普通株式の期中平均株式数	2, 052, 924 株

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	当社の出資比率	主な事業内容
JICT US LLC	100%	投資事業及び関連業務

(6) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 当社が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 当社が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 当社が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 当社が支援決定を行った対象事業者が発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証

- ⑦ 当社が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密の開示
- ⑪ 上記⑩に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること
- ⑫ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑬ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑭ 上記①～⑬に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑮ 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑯ 上記①～⑮に掲げる業務に附帯する業務
- ⑰ 上記①～⑯の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

(7) 主要な営業所

- ① 本社
東京都千代田区内幸町一丁目2番1号
- ② 主要な子会社の事業所

名称	所在地
JICT US LLC	米国

(8) 従業員の状況（令和7年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31	97%	44.4	3.64

（注）社外から当社への派遣者及び出向者を含みます。

(9) 主要な借入先（令和7年3月31日現在）

該当事項はありません。

(10) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社の株式に関する事項（令和7年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000 株
(2) 発行済株式の総数 2,288,540 株
(3) 株主数 23 名
(4) 株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財務大臣	2,240,840	97.916%
株式会社みずほ銀行	10,000	0.437%
住友商事株式会社	4,000	0.175%
日本電気株式会社	4,000	0.175%
日本電信電話株式会社	4,000	0.175%
日本放送協会	4,000	0.175%
富士通株式会社	4,000	0.175%
KDDI 株式会社	2,000	0.087%
日本郵便株式会社	2,000	0.087%
BIPROGY 株式会社	2,000	0.087%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	2,000	0.087%
パナソニック ホールディングス株式会社	2,000	0.087%
三菱電機株式会社	1,600	0.070%
株式会社インテック	1,000	0.044%
株式会社野村総合研究所	1,000	0.044%
古河電気工業株式会社	1,000	0.044%
株式会社テレビ朝日ホールディングス	500	0.022%
株式会社テレビ東京ホールディングス	500	0.022%
株式会社電通グループ	500	0.022%
株式会社TBSホールディングス	500	0.022%
日本テレビ放送網株式会社	500	0.022%
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	500	0.022%
株式会社フジクラ	100	0.004%

(注) 株式会社博報堂DYメディアパートナーズは、令和7年4月1日付で株式会社博報堂を承継会社とする吸収分割により、株式会社博報堂に社名変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

5. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社役員に関する事項（令和7年3月31日現在）

（1）取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役会長	冷水 仁彦	－
代表取締役社長	大島 周	一般社団法人 ISDA ジャパン 監事 パークレイズ証券株式会社 上 席顧問
常務取締役	大道 英城	－
取締役	太田 直樹	株式会社 New Stories 代表／事業共創プロデューサー 株式会社 JTOWER 社外取締役 AGRIST 株式会社 社外取締役
取締役	川和 まり	ミナトホールディングス株式会社 取締役 監査等委員 TinderWealth Technologies, Inc. 取締役
取締役	中村 家久	住友商事株式会社 常務執行役 員
取締役	三尾 美枝子	紀尾井町法律事務所 弁護士 国立研究開発法人海洋研究開発 機構（JAMSTEC） 非常勤監事
監査役	梶川 融	太陽有限責任監査法人 会長 株式会社柿安本店 社外監査役 キッコーマン株式会社 社外監 査役 三菱鉛筆株式会社 社外監査役 SOMPO ホールディングス株式会 社 社外取締役 監査委員会委 員

（注） 1. 取締役のうち、太田直樹、川和まり、中村家久及び三尾美枝子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 監査役は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保

険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は役員、執行役員及び社外派遣役員等であり、全ての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。当該保険契約には、免責規定の定めを設けており、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	7 人 (4 人)	61,450 千円 (15,000 千円)	—
監査役 (社外)	1 人	3,750 千円	—
計	8 人	65,200 千円	—

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況 (海外通信・放送・郵便事業委員会における活動を含む)

区分	氏名	主な活動状況
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員 (委員長)	太田 直樹	当事業年度開催の取締役会 16 回全て、海外通信・放送・郵便事業委員会 13 回全て出席。海外事業投資や ICT の見識を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員	川和 まり	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち 15 回、海外通信・放送・郵便事業委員会 13 回のうち 12 回出席。米国での金融やフィンテック分野への見識を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼	中村 家久	当事業年度中に就任。就任後に開催の取締役会 12 回全て、海外通信・放

区分	氏名	主な活動状況
海外通信・放送・郵便事業委員		送・郵便事業委員会 10 回のうち 9 回出席（利益相反の可能性のある議案については公正を期するため 1 回欠席）。商社での海外投資業務等の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員	三尾 美枝子	当事業年度開催の取締役会 16 回全て、海外通信・放送・郵便事業委員会 13 回全てに出席。弁護士としての専門見識を活かし、社外の立場から発言。
監査役	梶川 融	当事業年度開催の取締役会 16 回全て、海外通信・放送・郵便事業委員会 13 回全てに出席。公認会計士としての専門見識を活かし、監査役の立場から発言。

（注）当社は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（以下「機構法」という。）に基づき設立された株式会社であり、同法第 17 条により、同法第 25 条第 1 項の対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに同法第 27 条第 1 項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から海外通信・放送・郵便事業委員会に委任されたものとみなされております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

7. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	金額
報酬等の額	8,600 千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,200 千円

(注) 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類等（監査報告書を含む）の英訳等の業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

8. 業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、以下(1)～(6)を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会において決議しております。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員・社員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスが最優先される体制の構築を目的として、取締役会決議により「コンプライアンス規程」を定める。

- ① 当会社は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスを統括する部署を設置し、各部署におけるコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について取締役会に定期的に報告しております。また、コンプライアンスに関する事項についても取締役会に提言・勧告等を行う。
- ② 当会社は、役員及び社員が遵守すべき法令及び社内ルール of 具体的内容を明示した「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、研修等によりコンプライアンスの徹底を図る。
- ③ 当会社は、法令又は社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役員及び社員に通知する。

当会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

当会社は、内部監査に関する「内部監査規程」を定め、実効性のある内部監査を実施する。

(2) リスク管理に関する体制

業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理規程」を定める。

当会社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行う。

重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、適切に経営管理を行う。

当会社は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図っております。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図る。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、投資先企業等の企業価値の最大化を図る観点から、投資先企業等に対する適切な株主権等の行使を行う。

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制並びに子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制については、子会社の規模や業務内容に応じて適切な体制を構築する。

(6) 監査役の監査に対する体制

① 監査役への報告に対する体制

役員・社員は、当会社の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する。

役員・社員が当会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項若しくはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する。

監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、役員・社員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

子会社の役員・社員は、当会社の監査役に対して、必要な報告を行う。

当会社及び子会社の役員・社員が監査役に報告を行ったことを理由として、当該役員・社員に対して不利益な取り扱いをすることを禁ずる。

② 監査役 of 職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し監査役の指揮の下におく。

監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重する。

当該使用人は当会社の就業規則に従うが、指揮命令権は監査役に帰属する。当該使用人に係る人事事項は、監査役と事前協議を行う。

③ 監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

上記項目に加え、監査役に対して以下の事項を確保する。

- ア. 代表取締役、業務執行取締役、会計監査人との定期的な会合
- イ. 子会社等の調査等の実施
- ウ. アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用
- エ. 前アからウに要する費用の当会社による負担及び必要な場合の前払い

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況（概要）

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス室を設置し、社内のコンプライアンス委員会において幹部と問題意識の共有を図るとともに、コンプライアンス・マニュアルの整備、コンプライアンス・ホットラインの設置、全役員・社員を対象とする研修の実施等、コンプライアンス確保のための取組を進めております。

当社は、内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に従い、監査役と随時協議の上、内部監査の実施に関する取組を進めております。

② リスク管理に関する体制

当社は、危機管理本部を設置し、リスクマネジメントに関する方針の策定等を行っております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、機構法第 17 条により、同法第 25 条第 1 項の対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに同法第 27 条第 1 項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から海外通信・放送・郵便事業委員会に委任されたものとみなされております。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の経営判断、執行に関する議事録等必要な文書等を保存・管理しております。

⑤ 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、法令及び投資管理規程等の社内規程に基づき、投資先企業における役職員の派遣や株主権の行使等を、モニタリングの観点等から適切に実施しております。

⑥ 監査役の監査に対する体制

当社は、社外監査役 1 名が、取締役会に出席するとともに、役員及び社員との面談を通じ、業務執行の状況、決算等の報告を受けるとともに、内部監査室から内部監査進行状況及び結果について、コンプライアンス室からコンプライアンスに関連する事項について適宜報告を受けております。

当社は、監査役の職務を補助する使用人として、3 名を補助社員（非専任）

として選任しております。

本事業報告に記載の金額等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。